

安全の手引き

(北マリアナ諸島在留邦人向け)



2020年2月

在サイパン領事事務所

目次

I	はじめに	1
II	防犯の手引き	2
1.	防犯の基本的な心構え	2
2.	北マリアナ諸島における犯罪発生状況	2
3.	防犯のための具体的注意事項	3
4.	交通事情と事故対策	4
5.	テロ・誘拐対策	7
III	緊急事態対処	8
1.	平素の準備と心構え	8
2.	連絡体制の整備、避難場所	8
3.	台風	9
4.	その他緊急事態	10
付録1	主要連絡先	123
付録2	緊急事態に備えてのチェックリスト	13

I はじめに

サイパン島、テニアン島、ロタ島及びその他11の島嶼より成り立っている北マリアナ諸島は、日本でも常夏のリゾート地として知られ、また、地理的に近いことから日本人観光客が毎年訪れています。

観光客を狙った犯罪を含め、北マリアナ諸島の犯罪発生件数は必ずしも少ないとは言えず、窃盗、強盗などの犯罪が報道されています。また、台風や津波などの自然災害にも注意する必要があります。

事件・事故に巻き込まれないよう、先ずは“自分の身は自分で守る”という自覚を常に持ち、各自で出来る範囲内の安全対策をしっかりと行うことが必要です。

この「安全の手引き」は、北マリアナ諸島に在住されている在留邦人の皆様が、安全に生活するための基礎的な情報を提供することを目的に作成したものです。

皆様の毎日の安全対策の一助になれば幸いです。

◇ 「在留届」についてのお願い◇

「在留届」とは、外国で滞在する際のいわば住民登録であり、旅券法により『外国に住所又は居所を定めてから3か月以上滞在する人は、最寄りの在外公館へ「在留届」を提出する』ことが定められています。

「在留届」は、御本人及び御家族の各種領事手続きの際に必要となるだけでなく、在外公館からの緊急連絡、安否確認、救援活動など緊急時の連絡を迅速に行うための貴重なデータでもありますので、「在留届」の提出をお願いします。

なお、北マリアナ諸島内での転居や連絡先・勤務先等の変更あるいは帰国、転出などの事由で北マリアナ諸島から離れる際には事前に当事務所までお知らせください。

「在留届」や「帰国届」は在留届電子届出システムによるオンラインでの提出も可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>

II 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

(1) 日本とは異なる海外事情

海外では日本とは異なった危険が待ち構えているため、地域情勢を理解し、平素より防犯対策に心掛けてください。事件・事故に遭わない、巻き込まれないという自覚・認識を常日頃から持つことが特に必要です。

(2) 自分の身は自分で守る

“自分の身は自分で守る”という自覚を常に持ち、各自でできる範囲内の安全対策をしっかりと行うことが重要です。

- 夜間の外出は控え、昼間でも人通りの少ない場所は避ける
- 多額の現金や貴重品は携行しない
- 犯罪にあっても出来る限り抵抗しない
- 見知らぬ人物を安易に信用しない

(3) 情報収集

新聞、テレビ、ラジオ及びインターネット等を通じて、社会や治安に関する最新情報を得て自らの安全確保に努めることが重要です。また、職場や知人等との情報交換も有効な情報収集の手段です。



- 治安情勢
- 犯行の手口や防犯対策
- 北マリアナ諸島での法令や規則
- 交通ルール
- 生活習慣、風土、気候

(4) 近隣者との関係構築

万一の事件や事故に備え、近隣者との友好な関係を構築することも重要な安全対策の一つです。

2. 北マリアナ諸島における犯罪発生状況

(1) 外国人居住者を含めた北マリアナ諸島の総人口は約5万数千人と推定されています。

その約半数が日本、フィリピン、中国、韓国、バングラデシュ等の外国籍者であり、様々な国籍・民族の人たちが当地で生活しています。したがって、犯罪の被害者・加害者とも国籍は多岐にわたっています。

(2) 犯罪の種類も様々ですが、主な犯罪として観光客を狙った窃盗のほか、個人の留守宅を狙った家宅侵入や商店等を狙った強盗などが挙げられます。また、近年では麻薬売買・所持に関する犯罪が増加傾向にありますので、このような犯罪に巻き込ま

れないよう注意することが必要です。

- (3) このような犯罪が実際に発生しているということを十分認識し、防犯意識を高めることにより、犯罪被害に遭うリスクを少しでも回避できるよう平素より防犯対策に心掛けてください。
- (4) また、北マリアナ諸島でも2016年4月より拳銃の所持が認められるようになり、銃を使用した犯罪も過去に発生しています。日本とは異なり、犯罪には銃が容易に使用される可能性があることを念頭に置いてください。

3. 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

- 集合住宅ではガードマンが配置されている物件が望ましい。
- 戸建て住居には番犬が効果的です。
- ドアや窓に複数の錠を取り付けるほか、警報器の取り付けが可能であれば一層安全です。また、窓には鉄格子がある方が望ましい。
- 新規入居時や鍵を紛失した場合には直ちに新しい錠前に付け替える。
- 在宅中であっても常に施錠する習慣を付け、短時間留守にする場合でも戸締まりをする。
- 外出や就寝前には、戸締まりや火の元を確認する。
- 帰宅の際には自宅の異常の有無(不審者や不審物の存在など)を確認する。



(2) 外出時

- 周囲の状況に目を配る。
- 多額の現金や必要以上の貴重品は携行しない。
- 人混みの中で財布を取り出して、現金を数えることをしない。
- 見知らぬ人物や不審人物から声を掛けられても相手にしない。
- 派手な服装や装飾品の着用や恨みを買うような行動・言動は慎む。
- バッグやズボンのポケットなど、盗まれやすい又は落としやすいところに貴重品は入れない。
- 空港、ホテル、レストラン等不特定多数の人が集う場所では所持品から目を離さない。
- 夜間はもとより、昼間でも人通りの少ない場所での単独行動を避ける。
また、人のいないビーチなどを訪れない。
- 駐車する場合は車内に貴重品やバッグを放置しない。貴重品ではなくても、車内の目に付く場所に所持品を放置しない(窓ガラスを壊される恐れがある)。また、短時間であっても駐車時の施錠は必ず行う。
- 夜間は暗がりや人通りの少ない場所に駐車しない。



(3) 生活

- 緊急を要する事態には互いに助け合えるよう、近隣者とは友好な関係を構築する。
- 訪問者に対しては覗き穴又は窓から確認する。見知らぬ人物の訪問には玄関ドアを開けることをしない。ドアを開ける場合でもドアチェーンは掛けたままにする。また、夜間でも訪問者を確認できるよう照明を取り付ける。
- 使用人がいる場合はたとえ信用していても貴重品等は施錠可能な場所に保管し、保管場所は明らかにしない。
- 家族の居場所は常に把握し、何時でも連絡が取れるようにする。
- 自宅や携帯電話にかかってきた見知らぬ人物からの電話は通話相手を確認した上で自らを名乗る。また、間違い電話に対しては名前や住所などを絶対に口にしない。
- 職場等で不在者に連絡があった場合、安易に携帯電話番号やスケジュール等は伝言せず、相手の連絡先を聴取し、不在者から掛け直すよう心掛ける。
- 心当たりのない不審な郵便物は受け取らない。
- 出張や旅行等で自宅を不在にする場合でも注意を怠らず、信頼できる人に建物内外の見回り（点検）を依頼したり、留守であることを知られないような措置をとる。
- 旅行の際は知らぬ間に「麻薬の運び屋」などにされてしまわないよう、他人から安易に荷物を預からない。



4. 交通事情と事故対策

(1) 北マリアナ諸島の運転免許証取得要領

北マリアナ諸島では入域日から30日間は日本の運転免許証での運転が可能ですが、30日以上滞在される方は北マリアナ諸島の運転免許証を取得する必要があります。運転免許証の取得方法は次のとおりです。

なお、米国内の他地域での北マリアナ諸島運転免許証の有効性については、管轄地域の担当機関まで事前に照会するよう励行願います。

- 必要書類
 - ◇有効な日本国旅券
 - ◇有効な滞在資格証
 - ◇有効な日本国自動車運転免許証（お持ちの方）
 - ◇日本国自動車運転免許証の英訳（公証人認定の必要あり）
 - ◇北マリアナ諸島に居住していることを証明する書類（例：公共料金等の請求書）
- 申請先：公安局担当部署 (Bureau of Motor Vehicle)



◇電話 664-9066

◇受付時間 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前7時30分～午後4時

➤ 申請から取得まで

◇必要書類を持参し、公安局の上記担当部署へ申請します。

◇後日、筆記試験（英語のみ）を受け、試験合格者のうち、日本国自動車運転免許証不所持者に対しては仮免許が発行されます。

◇筆記試験合格者のうち、日本国自動車運転免許証所持者は筆記試験同日に、不所持者は筆記試験合格から60日後に実技試験が受けられます。

◇実技試験合格後、隣接する裁判所の会計窓口にて免許証発行手数料50ドルを支払うと有効期間3年（期限は3年後の誕生日）の免許証が発行されます。以降更新時は更新手数料50ドルの支払いを必要とします。

（2）交通事情

サイパン島では朝の通勤や通学時間帯、午後の終業や退勤時間帯は幹線道路において多少の渋滞が発生します。速度超過など交通規則の無視や飲酒運転等による交通事故が多く、近年では外国人旅行客の運転マナーの悪さも指摘されています。

（3）運転上の留意事項

- 交通規則が日本とは異なることを十分認識し、事故につながるようなトラブルを避ける。
- 急な車線や進路の変更、急停止に備え、控えめな速度で車間距離を十分に保った運転を心掛ける。また、ホテル街周辺地域の歩行者は観光客が多く、走行速度を控え、突然の飛び出しに備える必要があります。
- スクールバスが停止サインを出して停車している際は乗降する学童が完全に道路を横断し終えるまで、上下車線の全ての車両は停止しなければなりません。
- 保険に加入する際は補償額等を十分に検討してください。
- 車両点検は信頼のおける業者において定期的に行い、特にタイヤの摩耗やブレーキの作動状況の確認等、整備不良による事故の防止に努める。
- 近年、マナーの悪い外国人旅行客による運転が問題視されており、レンタカーなどで走行している車両が周囲にいる場合には特に注意が必要です。
- シートベルトの着用義務とチャイルドシートの使用義務

◇北マリアナ諸島では後部座席を含め車内にいる全ての同乗者にシートベルトの着用が義務付けられています。また、子供には年齢や身長によって形状の異なるチャイルドシートの使用も義務化されています。

◇チャイルドシート購入に際し、公安局 (DPS : Department of Public Safety) による援助金制度を受けることも可能ですが、必要書類は旅券、該当子女の出生証明書（英文）、車両登録証、滞在資格証等です。詳細は公安局担当部署 (Division of Highway

Safety (電話 664-9121/9125) までご照会下さい。

◇新生児～1歳（又は体重20ポンド（約9kg）まで）の子供

後部座席で後方を向いて設置するチャイルドシート（リアフェイシングシート）
を使用すること

◇1歳～3歳（20ポンド（約9kg）～40ポンド（約18kg））の子供

後部座席で前方を向いて設置するチャイルドシート（フォワードフェイシングシート）
を使用すること

◇4歳～7歳（又は40ポンド～80ポンド（約36kg））で身長が4フィート9インチ（約145cm）以下の子供

後部座席で座面のみのチャイルドシート（ブースターシート）を使用すること

◇8歳又は身長が4フィート9インチ以上の子供

後部座席でシートベルトを着用すること



➤ 駐車違反、車両のレッカー移動

◇駐車禁止標識のある場所、障害者専用駐車場、私有地を妨害する駐車等は駐車違反に該当する他、ホテルなど公有地をリースしている事業地内も施設等利用客以外の駐車場の利用は駐車違反として警察へ通報される可能性があります。

◇サイパン島内では特にガラパン地区で駐車違反等に伴い、車両をレッカー移動される可能性があるため、駐車の際は注意が必要です。

◇車両をレッカー移動された場合は、警察（911番）に連絡の上、レッカー会社を聴取し、同社にて車両を引き取ってください。その際、レッカー移動した距離等に基づいて算出される引取料の支払いが必要です。

➤ 2017年1月より、18歳未満が同乗する車内での喫煙（たばこ、葉巻、電子たばこ等）は違法となり、違反者には500ドルの罰金が科せられます。

(4) 事故発生時の措置

交通事故は誰もが遭遇する可能性があります。事故に遭った場合には落ち着いて対処することが肝要です。また、不用意な言動は慎み、安易な示談に応じることなく警察に通報してください。車両内にはメモ用に筆記用具を常備しておくことを勧めます。

➤ 事故直後の対応

◇相手車両の確認（逃走に備え、車両ナンバーは最低限確認する）

◇車両は事故時の状態を保つ（必要に応じ、停止表示機材を車両の後方に置く）

◇警察への通報を行う（911番）

◇負傷者がいる場合は救急車を要請する（911番）

◇保険会社へ通報する



➤ 事故現場での確認事項

- ◊相手の氏名、連絡先、勤務先、免許証番号（運転免許証等により）
- ◊相手車両のナンバー、車種、色等の特徴
- ◊損傷箇所の有無
- ◊発生日時及び場所
- ◊相手方の保険内容
- ◊担当警察官の氏名、連絡先



➤ その他の留意事項

- ◊身体の異常を少しでも感じた場合には、事故直後に必ず医師による診断を受け、診断書は保管しておく。
- ◊警察の事故調査は内容を十分確認した上で署名する。内容が理解できない場合や不明な点がある場合には安易に署名せず、必ず同僚や知人、通訳を呼ぶなど応援を求める。
- ◊警察の事故調査は保険等の手続きに必要です。

5. テロ・誘拐対策

(1) 北マリアナ諸島では現在のところ政治的・宗教的问题あるいは日本との軋轢を引き起こす要因となる問題ではなく、それらに関連したテロ・誘拐の危険性は低いと見られています。

(2) しかし、不特定多数の人が集まる場所を狙った無差別テロを含むテロや個人的な恨みなどを起因とする誘拐などの可能性は否定できませんので、基本的なテロ・誘拐対策として次のような心構えが必要です。

- 大勢の人が集まる場所では周囲の状況に注意を払う。
- 不審者・不審物に注意する。
- 人目を引く格好を避ける（目立つ服装や高価な装飾品の着用を避ける）。
- 通勤や通学の経路や時間を時々変える（行動のパターン化を避ける）。
- 車の乗り降りの際、周囲を確認する。
- 夜間は窓のカーテンを必ず閉める。

III 緊急事態対処

1. 平素の準備と心構え

北マリアナ諸島は近海で発生した台風の通過点となることがあるほか、地震や火山活動等の自然災害に遭遇する可能性も少なくない地域です。また、地理的に周辺国で発生した津波の影響をも受けかねない地域です。このような自然災害やテロなどの、いわゆる緊急事態の発生を事前に予測することは困難ですので、平素から発生に備えた準備と心構えが必要であり、実際に発生した際にどのように対処するかを平素から考えておくことも重要です。

2. 連絡体制の整備、避難場所

(1) 連絡体制の整備

- 緊急事態に備え、家族や自分の所属する組織（会社、学校等）の間での緊急連絡方法を予め決めておく。
- 日頃から自分の所在を家族などに明確にしておく。
- 在留届を在サイパン領事事務所へ提出する。



(2) 避難場所

- 避難場所や集合場所などを家族や所属団体等で決めておく。
- 災害の大小にかかわらず、危険な場所（落石や落木等の恐れのある場所）に近付かない。

【津波警報が発令された際の避難場所】

北マリアナ諸島国土安全・緊急対応局（Homeland Security & Emergency Management）では、同局から津波警報が発令された場合、海岸沿い又は低地に居住している住民は次の場所へ避難すること、また、その場所への避難が間に合わないと判断される場合は付近にあるコンクリート造りの高層ホテルに避難することを警告しています。

●サイパン島

アスマストウイス、キャピトルヒル、ネイビーヒル、チャイナタウン、ガロライ、サンビセンテ、カグマンI、ダンダン、コブラビル

●テニアン島

マーポハイツ、カラリナスハイツ、テニアン国際空港

●ロタ島

ドウギロタ、シナパロビレッジI・II・III、タタチョク、テネトウロタリゾート



3. 台風

北マリアナ諸島は近海で発生した台風の通過コースに位置するため、毎年6月頃から12月頃にかけて台風の襲来、又はその影響を受ける可能性が極めて高い地域です。他の自然災害と異なり、台風は常に起こり得る災害として注意しなければなりません。

(1) 热帯性低気圧の呼称

- 風速39～74マイル／時（約17メートル／秒～約33メートル／秒）未満の熱帯性低気圧は『トロピカル・ストーム（熱帯性暴風）』
- 風速74マイル／時（約33メートル／秒）以上の熱帯性低気圧は『タイフーン（台風）』

(2) 台風の警戒レベル

北マリアナ諸島国家安全危機管理室は台風の状況を次の4段階（コンディション）の警戒レベルに設定しています。

- コンディション1 12時間以内に襲来（不要不急の外出は避ける）
- コンディション2 24時間以内に襲来（学校・官公庁の閉鎖）
- コンディション3 48時間以内に襲来
- コンディション4 72時間以内に襲来



(3) 台風の接近から通過後の対応

➤ 台風接近時

台風の季節には日頃から天気予報などで気象情報を収集し、台風に備えると共に、日頃から台風対策を講じておく必要があります。

➤ 台風襲来時

- ◇屋内ではなるべく窓から離れる。
- ◇台風に関する情報をテレビ、ラジオ、インターネット等から収集する。
- ◇ガスの元栓を閉めたり、電力の消費を極力抑える。
- ◇台風の目が通過した後も、風が弱まったからといって安心せず、家の中で待機し、ぶり返しに備える

➤ 台風通過後

- ◇自宅や自家用車の被害の有無を確認する。
- ◇倒れた電柱やその電線、樹木など被災地域には近付かない。
- ◇必要に応じて、関係先に連絡する。

北マリアナ電力公社 (CUC) ホットライン 664-4282

北マリアナ・レッドクロス (アメリカ赤十字) 234-3459

サイパン市長事務所 234-6208

テニアン市長事務所 433-1800

ロタ市長事務所 532-9451

スターウォーター（飲料水）	235-2020
サイパンアイス（飲料水）	322-9455

(4) 台風情報

- ケーブルテレビ「6」チャンネルによる天気予報
- 電話による気象情報「211」
- インターネット情報

◇北マリアナ諸島 <http://www.cnmihsem.gov.mp>

国土安全・緊急対応局

◇北マリアナ諸島情報センター <https://www.facebook.com/JICNMI/>

◇台風警告センター <https://www.metoc.navy.mil/jtwc/jtwc.html>

◇アメリカ海洋大気庁 <http://www.prh.noaa.gov/guam/>

◇Windytv <https://www.windyty.com/?13.568,144.882,5>

◇地球の風 <https://earth.nullschool.net/jp/>

◇気象庁台風情報 <http://www.tenki.jp/bousai/typhoon/>

(5) 台風への備え

台風上陸に際しては暴風雨による送電線の切断等による停電や断水が予想されます。また、台風通過後においても停電や断水が断続的に続く場合がありますので、台風の襲来に備え、次の点を確認してください。台風接近直前になると、スーパーなどの商店では行列ができ、商品が品切れになることがあるので、日頃からの備蓄を心掛けてください。

- 缶詰やインスタント食品などの非常食や飲料水を確保する。
- バスタブやバケツ等にトイレや洗顔用などの水を溜める。
- 紙皿、紙コップ、プラスチック製スプーンを準備するなど「節水対策」に努める。
- 屋外にある植木や物は風で飛ばされないよう屋内に移動する。
- 暴風雨に備え、ドアや窓ガラスをベニヤ板等で補強し、必要に応じて台風シャッターの設置も検討する。
- 車の燃料は満タンにし、安全な場所に駐車する。
- ラジオや懐中電灯、乾電池、ロウソク、カンテラなどを確保する。
- 救急医薬品を確保する。
- ジェネレーター（発電機）の設置を検討する。
- シェルター（避難先）には基本的に公立学校やコミュニティーセンター等が指定されているが、念のためラジオなどで確認する。



4. その他緊急事態

- (1) テロ、誘拐、ハイジャック等の緊急事態が発生した場合、当事務所では邦人の方々の安否確認や避難誘導のほか、関係当局から情報収集し、事態を把握した上で必要

な情報を提供するなど最大限の対応を実施しますが、平素から緊急事態が発生した際にはいかに対応すべきかを考えておくことが肝要です。

(2) 世界各国では常に国内情勢が変化しており、治安悪化の状況も懸念されていますので、我が国外務省が発する広域情報や国・地域別渡航情報（危険情報やスポット情報など）を外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp>）から収集できるよう心掛けてください。

(3) 緊急事態発生時の主な情報源

➤ 在サイパン領事事務所

http://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/saipan_top_j.html

➤ 外務省ホームページ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

➤ 外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

➤ FMラジオ局「KKMP」(92.1MHz)

➤ FMラジオ局「パワー99」(97.9MHz)

➤ NHKワールド・ラジオ日本

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>

➤ 北マリアナ諸島国土安全・緊急対応局 <http://www.cnmihsen.gov.mp>

➤ 北マリアナ諸島国土安全・緊急対応局 Facebook

<https://www.facebook.com/cnmiocswp/>

➤ 北マリアナ諸島知事室 Facebook <https://www.facebook.com/GovernorCNMI/>

➤ 北マリアナ諸島公安局 Facebook <https://www.facebook.com/CNMIDPS670/>

➤ 北マリアナ諸島消防局 Facebook <https://www.facebook.com/DFEMS.CNMI/>

➤ サイパン・トリビューン紙 <https://www.saipantribune.com/>

➤ マリアナス・バラエティ紙 <http://www.mvariety.com/>

(4) 「在留届」の提出

緊急事態が発生した場合は、当事務所では在留邦人の安否を速やかに確認し、可能な範囲で支援を必要とされる在留邦人の方々への対応を行います。その際、当事務所では「在留届」に記載された住所や電話番号又はメールアドレスに従って確認作業を行い、各種情報の発信を行っていくことになります。

旅券法第16条により、『外国に住所又は居所を定めてから3か月以上滞在する人は、その地域を管轄する日本大使館又は総領事館に速やかに在留届を提出する』ことが義務付けられています。また、北マリアナ諸島内の転居や連絡先・勤務先等に変更が生じた場合には「変更届」を、日本へ帰国される場合には「帰国届」を、それぞれ当事務所まで必ず御提出ください。

例えば、帰国されたにもかかわらず「帰国届」が提出されていないと、緊急事態において当事務所が実在しない邦人の所在確認のために多大な時間を浪費することに繋がります。



すので、必ず「帰国届」等の提出を励行願います。なお、「在留届」、「変更届」、「帰国届」等は在留届電子届出システムによるオンラインでの提出も可能です。

主要連絡先

在サイパン領事事務所	<p>【電話】 323-7201／7202 ※閉館時間帯も同番号まで御連絡ください。</p> <p>【所在地】 Suite201, MH I BLDG., Puerto Rico, Saipan</p> <p>【e-mail】 cojsaipan@ag.mofa.go.jp</p> <p>【ホームページ】 http://www.hagatna.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/saipan_top_j.html</p> <p>【領事窓口受付時間】 08:30～12:15 13:00～16:30（月曜日から金曜日）</p> <p>【休館日】 ホームページを御覧ください。</p>
警察・消防・救急車	911
公安局（警察署本部）	664-9000
消防局（本部）	664-9135
空港警察	237-6500
スカイマーク	288-2032
ユナイテッド航空	288-8755
スターマリアナス航空	433-9996
警察署 Bureau of Motor Vehicle	664-9066
クライムストッパー（犯罪情報提供窓口）	234-7272
公立病院（サイパン）	234-8950
Commonwealth Healthcare Corporation	
公立病院（テニアン）Tinian Health Center	433-9233
公立病院（ロタ）Rota Health Center	532-9461
北マリアナ諸島国土安全・緊急対応局	664-2216 237-8000（天気予報）
連邦税関・国境警備局	288-0028
マリアナ政府観光局	664-3200
電話番号案内	411
天気情報（台風情報）	211

緊急事態に備えてのチェックリスト (例)

1. 旅券（パスポート）

- 旅券の有効期間と渡航先によって必要な残存有効期間を確認しましたか?
(切替発給は有効期間が1年未満になれば可能です。)
- 旅券の最終頁の「所持人記載事項欄」に情報を記載していますか?
- いつでも持ち出せる状態にありますか?



2. 査証（ビザ）、グリーンカード

- 査証又はグリーンカードの有効期間は確認しましたか?
- いつでも持ち出せる状態にありますか?



3. 現金、預金通帳などの有価証券、保険証券、クレジットカード、貴金属製品等の貴重品

- 家族全員がある程度生活できる現金がありますか?
- いつでも入手、持ち出せる状態にありますか?



4. 移動手段

- 自家用車は常時整備されていますか?
- 燃料は十分にありますか?
- 車内に非常食（飲料水を含む）、懐中電灯、地図、ティッシュ等はありますか?
- 自家用車がない方は近隣住人に同乗させてもらうことが可能ですか?



5. 携行品

次の非常用品はありますか？

- 非常食
(例：自宅待機を想定し、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、飲料水など長期保存可能なもので、家族全員で1週間程度生活できる分量を準備しておく。)
- 衣類、タオルなど
- 履物
- 医薬品（常備薬、外傷薬、包帯、絆創膏など）
- ラジオ、乾電池
- その他



懐中電灯、ライター、ロウソク、ナイフ、缶切り、紙製食器、スプーンやフォーク、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、卓上コンロ、軍手など